

○千代田区男女平等推進区民会議設置要綱

平成12年4月16日12千総男女発第17号

(設置)

第1条 千代田区がめざす多様性を認めあい、包摂する社会の実現に向けて、男女平等施策への提言や、「千代田区ジェンダー平等推進行動計画」の推進方策など、広く千代田区民（以下「区民」という。）、有識者等の意見を聞き、その成果を新行動計画の策定過程等に反映させるため、男女平等推進区民会議（以下「推進区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進区民会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「千代田区ジェンダー平等推進行動計画」の実施推進に関すること。
- (2) 新行動計画の策定に向けた、男女平等施策への提言・検討
- (3) その他、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進区民会議は、次に掲げる者又は機関のうちから、区長が委嘱する20名以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (4) 国及び地方公共団体の機関
- (5) 千代田区職員
- (6) その他区長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、概ね2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

2 委員は、千代田区女性活躍推進協議会（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項の規定に基づき組織する協議会をいう。）の構成員を兼ねるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進区民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、推進区民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進区民会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進区民会議の庶務は、地域振興部国際平和・男女平等人権課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

- 2 推進区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月18日14千政国発第14号)

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月22日15千政国発第216号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日25千政国男発第233号)

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日27千地国男発第7号の6)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月25日27千地国男発第285号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日4千地国男発第65号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年 月 日5千地国男発第182号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。